

北海道消化器内視鏡技師会会則



(事務局)

〒060-0004

北海道札幌市中央区北4条7丁目3-8

斗南病院 内視鏡室

岡山 裕子

TEL011-231-2121

FAX011-261-8692

HP <http://hokkaido-gets.com/>

平成29年4月15日改訂版

北海道消化器内視鏡技師会会則

【名称】

第1条 本会は北海道消化器内視鏡技師会と称する。

【目的】

第2条 本会は日本消化器内視鏡技師会を上位組織にもつ団体であり、消化器内視鏡技師（以下「内視鏡技師」）の技術の向上を図り、研究発表、知識の交換ならびに将来内視鏡技師を志す者の養成に寄与し、資質の向上を目指すことを目的とする。

【事業】

第3条 本会は第2条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1号 総会の開催
- 2号 消化器内視鏡技師研究会等の開催
- 3号 教育講座の開催
- 4号 事業の企画運営、調査研究
- 5号 その他、本会の目的達成に必要な事業

【資産】

第4条 本会の資産は以下の各号よりなる。

- 1号 会費（年会費、参加費、新入会費）
- 2号 寄付金
- 3号 その他の収入

第5条 本会の資産は、会長がこれを管理し、その方法は総会の議決をもって定める。

第6条 資産のうち現金は確実なる銀行または、信託会社に預けるものとする。

第7条 本会の会費は以下の各号に定める。

- 1号 年会費 2000円
- 2号 新入会費 1000円
- 3号 参加費（会員） 2000円
- 4号 参加費（非会員） 7000円

【会計】

第8条 本会の会計年度は2月1日より翌年1月末日までとする。
尚、年会費納入期日は、原則12月末日までとする。

【会員】

第9条 本会員とは次の要件を満たす。

尚、会員規定の詳細については、細則の第10条から15条に定める。

- 1号 本会は学会認定の内視鏡技師、消化器内視鏡の業務に従事する者、並びに内視鏡技術業務を希望するものであって、本会の目的に賛同する者。
- 2号 年会費未納の期間が満2年を超過していない者。
- 3号 前年度の年会費を納めたもの及び新入会員を有効会員と定義する。

【役員】

第10条 本会は次の職務をおく。

会長 1名

副会長 2名

理事 3名以内（会長、副会長を含み6名以内）

運営役員 12名以内

監事 2名

顧問 1名（消化器内科医）

監事は役員総数に入るが、役員規約は適応されない。

第11条 役員の職種は、理事、運営役員、とする。

第12条 役員は、次の条件を満たさなければならない

1号 医療従事者もしくは、消化器内視鏡研究施設に勤務するものとする。

2号 勤務先より役員として、活動に許可が得られること。

3号 現職役員1名以上からの推薦が得られること。

第13条 役員は、会員の中から選出され、会長は、選出された役員の中から選出する。

監事は、理事会もしくは役員会にて推挙された候補者とし、総会による信任投票にて決定する。

理事(副会長を含む)は、選出された会長の任命により選出され、役員会にて承認を得る。

第14条 会長の任期は、2年とするが再任を妨げない。

第15条 広報委員2名は、会長が、選出された理事より任命する。

第16条 事務局1名、会計1名は、会長が、選出された運営役員より任命し

議事記録委員2名は、理事会が、運営役員より任命する。

第17条 役員の任期はそれぞれ2年とするが再任を妨げない。

第18条 選出された監事は、次に掲げる職務を行う。

1号 会計を監査すること。

2号 会務執行状況を監査すること。

3号 会計及び業務の執行について、不正の事実を発見した時は、これを理事会に報告すること。

4号 前号の報告をするため必要があるときは、理事会の招集を請求することができる。

【会議】

第19条 会議は、総会、理事会、役員会、委員会、事業部会とする。

第20条 総会は、会長が招集し、議長は会議構成員中より選出する。

第21条 総会は、最高の議決機関とする。

第22条 総会は、定期総会と臨時総会とに分ける。

第23条 定期総会は、年1回開催し、臨時総会は会長及び理事会が必要と認めた場合または、会員の3分の1以上の要求があったとき開催する。

第24条 総会の開催にあたっては、開催日の15日前までに会議の目的、日時、場所を会員に通知しなければならない。

第25条 総会は、全会員の半分以上の出席をもって成立する。但し、出席できない

会員は委任状の提出をもって出席とみなす。

第 26 条 総会の決議または承認は出席会員の過半数の同意をもってこれを決め、可否同数の場合は議長がこれを決定する。

第 27 条 総会は、この規約に規定したものの他、次の各号の事項を付議する。

- 1号 事業計画の承認
- 2号 決算報告の承認
- 3号 予算案の承認
- 4号 役員選挙（2年に1回）
- 5号 会則の制定、改廃の承認ならびに解散
- 6号 その他の重要事項

第 28 条 理事会は、会長及び理事が必要と認めた場合、随時開催できる。

第 29 条 理事会には、この規約に規定したものの他、次の各号の事項を付議する。

- 1号 事業計画の決定
- 2号 本会を遂行するに必要な会則の制定及び改廃の立案
- 3号 本会を遂行するに必要な細則の制定及び改廃
- 4号 総会の開催及び提案すべき事項の立案
- 5号 会務運営に関する重要事項
- 6号 予算案の立案
- 7号 決算報告及び事業報告の立案
- 8号 その他の重要事項

第 30 条 会長が必要と認めたときは、委員会及び事業部会を設置することができ、その委員は理事会が任命し本人の了承を得て選出される。

第 31 条 理事会は、理事の3分の2の出席をもって成立する。

第 32 条 役員会は、理事会が必要と認めた場合もしくは、2名以上の運営役員の要求がある場合は役員会の開催を要求することができる。

第 33 条 役員会には、この規約に規定したものの他、次の各号の事項を付議する。

- 1号 事業計画の報告、新規委員の決定
- 2号 本会を遂行するのに必要な会則、細則に対しての意見
- 3号 その他の重要事項の承認

第 34 条 役員会は、役員過半数の出席をもって成立する。

【選挙】

第 35 条 役員選挙は、2年に1回役員改選時に行い、その年度の定期総会で承認される。

第 36 条 役員選挙を実施するために、選挙管理委員会を設け、委員2名を公募により選出し、選出された委員の互選によって委員長1名をおく。
また、選挙の手続き及び投票その他必要事項については、選挙管理委員会において実施する

第 37 条 役員候補者は、会員からの立候補者と会員からの推薦によるものとする。但し、候補者については、第12条に準ずるものとする。

第 38 条 役員は、会員による直接選挙で、投票者の過半数票をもって選出される。

【会則の変更及び解散】

第 39 条 本会則は、会員の 2 分の 1 以上出席した総会でその 3 分の 2 以上の同意を得なければ、これを変更することができない。

第 40 条 やむ得ない事由がある時は、会員の 4 分の 3 以上の同意を得て本会を解散できる。

第 41 条 本会を解散した時の残余財産は総会の議決を経てこれを処分する。

【個人情報の扱い】

第 42 条 個人情報は、技師会内においてのみの使用とする。

【会計処理規定】

第 43 条 10 万円以上のものを購入した場合は資産目録に記載する。

第 44 条 資産のうち状況に変化の生じた場合は、総会に報告し、目録を修正する。

【企業・団体の参加について】

第 45 条 内視鏡関連企業の参加及び展示等については細則に定める。

【細則】

第 46 条 本会の運営にあたり、細則を設けることができる。

第 47 条 細則は、理事会の審議を経て改正または廃止することができる。

【付則】

(1) 会則は、昭和 57 年 8 月 21 日より施行するものとする。

(2) 昭和 61 年 6 月 1 日会則一部改正

(3) 平成 8 年 5 月 25 日会則一部改正

(4) 平成 12 年 5 月 19 日会則一部改正

(5) 平成 16 年 5 月 15 日会則一部改正

(6) 平成 18 年 4 月 15 日会則一部改正

(7) 平成 19 年 4 月 21 日会則一部改正

(8) 平成 21 年 5 月 9 日細則一部改正

(9) 平成 22 年 5 月 8 日会則及び細則改正

(10) 平成 22 年 10 月 31 日細則一部改正

(11) 平成 24 年 5 月 19 日会則一部改正

(12) 平成 26 年 4 月 26 日会則一部改正

(13) 平成 27 年 4 月 25 日会則一部改正

(14) 平成 28 年 4 月 24 日会則一部改正

(15) 平成 29 年 4 月 15 日会則及び細則を一部改正

* 本会の事務局は札幌斗南病院 内視鏡室に設置する。

【資産目録】

- ・ノートパソコン（Panasonic T7）2008年5月購入（事務局用、年会費・受付用）
- ・プリンター（EPSON 6250）2008年5月購入（垂れ幕印刷用）
- ・プロジェクター（EPSON EB1725）2009年5月購入（事務業務用）
- ・ノートパソコン（SONY VAIO Z）2010年9月購入（プロジェクター用）
- ・ノートパソコン（Mac book）2013年8月購入（会員データ管理用）
- ・ノートパソコン（NEC LAVIE HZ550）2016年5月購入（事務局洋、年会費・受付用）
- ・プリンター（Canon PIXUS iP110）2016年5月購入（モバイルタイプ）
- ・プリンター（Canon PLXUS MG7730）2016年5月購入（卓上タイプ）